2025 年4月 21 日

各　位

会　社　名　株式会社 ベ ル ク
代 表 者 名　代表取締役社長　　原島　一誠
（コード番号 9974 東証プライム市場）
問 合 せ 先　専務取締役コンプライアンス室長兼
財務経理部・業務サポート部・
サステナビリティ広報室管掌兼
法務担当　　上田　英雄
（TEL. 049－287－0111）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年4月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年5月22日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1．定款変更の目的

（1）機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を株主総会決議に加えて、取締役会決議によっても行うことが可能となるよう、変更案第 53 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 54 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 53 条（期末配当金）及び第 54 条（中間配当金）を削除するものであります。

（2）上記変更に伴う字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年5月 22 日（予定）
定款変更の効力発生	2025 年5月 22 日（予定）

以上

（別紙）

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（期末配当金） 第５３条　当会社は、株主総会の決議によって毎年２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	＜削　除＞
（中間配当金） 第５４条　当会社は、取締役会の決議によって毎年８月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	＜削　除＞
＜新　設＞	（剰余金の配当等の決定機関） 第５３条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
＜新　設＞	（剰余金の配当の基準日） 第５４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年２月末日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年８月31日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（期末配当金等の除斥期間） 第５５条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満３年を経過しても受領されない時は、当会社は、その支払の義務を免れる。 ２．未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	（配当金の除斥期間） 第５５条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始日の日から満３年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。 ２．未払の配当金には利息をつけない。